

姫路医療センター 院外処方せんに係る事前同意プロトコル Ver1.0

姫路医療センター

- 目的：(1) 院外処方せんにおける患者さんの利便性を向上させる
(2) 処方医への形式的な疑義照会に係る業務量を軽減させる

■処方せんによる調剤：薬剤師法第23条の2

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

姫路医療センターと合意書を締結した保険薬局において、下記の①～③を条件に、事前に薬剤師法第23条の2に規定する医師の同意を得たものとみなし、変更調剤を可能とする。

- ① 患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得た上で実施し、同意の記録を残すこと
- ② 麻薬・抗悪性腫瘍薬・抗凝固薬は事前同意対象から除くこと
(抗凝固薬とは、ワーファリン及びプラザキサ、イグザレルト、エリキュース、リクシアナ等のDOACを指す。)
- ③ 下記1)～5)の内容に限ること

但し、個々の薬剤師が処方医への疑義照会が必要と判断した場合は、この限りでない。
また、疑義照会については、原則、病院代表に電話し、直接処方医に照会すること。

- 1) 一包化調剤への変更（患者希望やアドヒアラנס等の理由による）
但し、血糖降下薬及び緩下剤に関して、特に一包化に関する指示がない場合は、一包化対象薬から除外すること。
- 2) 内用薬の同一成分の銘柄変更（変更不可の処方を除く、薬剤料が同じか低くなる場合のみ可）
例) グラクティップ錠 50mg → ジャヌビア錠 50mg
- 3) 内用薬の剤形の変更
 - ① 錠剤・カプセル → 散剤への変更
例) セルベックスカプセル 50mg → セルベックス細粒 10%0.5g/包
 - ② 錠剤・カプセル → カプセル・錠剤・OD錠への変更
例) リリカカプセル 75mg → リリカOD錠 75mg
(口腔内崩壊（OD）錠から錠・カプセルへの変更は不可)
 - ③ 散剤 → OD錠への変更
(散剤から錠剤、カプセルへの変更は不可)
- 4) 内用薬の別規格製剤がある場合の処方規格の変更
但し、適応症が変わる場合を除く
例) 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠
10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠
- 5) 用法が承認内容と異なる場合で疑義照会を省略できるもの
(記載した先発医薬品及びその後発医薬品及び漢方エキス製剤についてのみ有効とする。)
 - ① メトクロラミド錠/ナウゼリンOD錠の食後用法（承認内容：食前）
→処方通り調剤。コメント「〇〇錠はコンプライアンス向上のため食後服用」

- ② 漢方エキス製剤の食後用法（承認内容：食前又は食間）
→処方通り調剤。コメント「〇〇はコンプライアンス向上のため食後服用」
- ③ イコサペント酸エチル粒状カプセルの食後用法（承認内容：食直後）
→処方通り調剤。コメント「〇〇はコンプライアンス向上のため食後服用」
- ④ イトリゾールカプセルの食後用法（承認内容：食直後）
→食直後に変更したうえで調剤
- ⑤ ボグリボース OD錠/グルコバイ錠/グルファスト錠/スターシス錠の食前用法（承認内容：食直前）
→食直前に変更したうえで調剤
- ⑥ シングレア細粒/キプレスチュアブル錠/モンテルカスト錠/ジルテックドライシロップ/ザイザル錠/ザイザルシロップの夕食後用法（承認内容：寝る前）
→処方通りに調剤。コメント「〇〇錠はコンプライアンス向上のため夕食後服用」
- ⑦ テオドール錠/テオドールドライシロップ/オロパタジン塩酸塩OD錠/ポラプレジンクOD錠/ラニチジン錠の朝夕食後用法（承認内容：朝食後及び寝る前）
→処方通りに調剤。コメント「〇〇はコンプライアンス向上のため朝夕食後服用」
- ⑧ アレンドロン酸錠35mg/アクトネル錠17.5mgの朝食前用法（承認内容：起床時）
→起床時に変更したうえで調剤
- ⑨ グルピデム酒石酸塩錠の寝る前用法（承認内容：就寝直前）
→就寝直前に変更したうえで調剤

尚、事前同意プロトコルにより変更して調剤した場合は、お薬手帳にその旨を記載し、次回診察時に処方医に見せるよう、患者に伝えること。

また、事前同意プロトコルの実態を把握するため、変更点について院外処方せんのコピーに追記し、姫路医療センター薬剤部にFAXで報告すること。

＜薬剤部直通FAX番号＞

(079) 225-3244

＜病院代表電話番号＞

(079) 225-3211

＜附則＞

平成29年10月14日 Ver1.0 作成（運用開始日：平成29年11月1日）